

第45回産業保健活動推進全国会議

と き 令和6年10月24日(木) 13:00～17:00

ところ 日本医師会館 大講堂

[報告：副会長 中村 洋]

中央情報報告

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課長 佐々木孝治

まず、産業保健活動総合支援事業について紹介する。事業の目的は事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の活性化を図るために各種支援を行っている。労働者健康安全機構を通じて全国の産業保健総合支援センター並びに地域産業保健センターから事業場に対する支援を行う際の、補助事業となっている。事業者・産業保健師に対する専門的な研修や情報提供、小規模事業場では長時間労働者に対する面接指導、個別訪問支援など個別性が高い支援・サービスを提供している。

次に、中規模事業場産業医活動支援モデル事業について紹介する。目的としては、地産保において産業医の選任が義務付けられていない労働者数50人未満の事業場に対する支援を行うことである。メインターゲットは30人から49人の中規模事業場となっている。概要としては、地産保が郡市区医師会協力のもと、登録産業医のマッチングを行い、登録された産業医を通じてパッケージ支援を行うという流れである。50人未満の事業場においても産業医活動にメリットを感じてもらうことで、事業場に産業医の選任を促進していくというねらいがある。本事業は、地産保で行われている労働者の健康相談対応・長時間労働者の面接指導と併用して活用することができる。

続いて、「検診検討会・メンタルヘルス検討会」の進捗状況について紹介する。健診検討会において、経済財政運営と改革の基本方針2024(骨太方針2024)の中で、女性の骨太方針2024に基づき、女性活躍推進を図ることが掲げられた。この方針では、事業主健診(労働安全衛生法に基

づく一般健康診断)において、月経随伴症状や更年期障害等の早期発見に資する項目を問診票に加え、その実施を促進するとされている。女性の骨太方針2023にも同様の記載があるが、それに加えて、昨年度規制改革実施計画の中に定期健診について最新の医学的知見などを踏まえて検討を行うことが求められた。これを受けて、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会が昨年立ち上げられ、計8回開催された。中間とりまとめには、女性特有の健康課題、歯科検診の追加が優先課題とされた。女性特有の健康問題に関しては、答申で提示されているように、一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に係る質問を追加することが適当とされた。歯科については、日本歯科医師会からの要望があったが、業務起因性、業務増悪性の観点から考えるとエビデンスが乏しいことから安衛法にもとづく一般検診に追加することは困難とされた。

ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会においては、骨太方針2024でストレスチェック制度とメンタルヘルス対策を強化することが策定されたところである。精神障害の労災支給決定件数は令和5年には883件と過去最高となっている。現況を踏まえて、ストレスチェック制度とメンタルヘルス対策に関する検討会を3月から合計7回開催している。中間とりまとめのポイントとして、まず、ストレスチェックがある。ストレスチェックは50人未満の事業場においては実施義務が課せられていないが、労働者のメンタルヘルスの重要性は事業場の規模に左右されない。気づきを促す機会を与えることが望ましいとされているため、実施義務対象を50人未満の事業場を含めたすべての事業場に拡大することが適当であると取りまとめられている。今

後、50人未満の事業場に即したストレスチェックのマニュアルを作成すること、面接指導の対象者の増加に対応できるよう、地産保の体制強化をしていくように取りまとめられた。

産業保健総合支援事業に関する活動事例報告

(1) 山形産業保健総合支援センターのメンタルヘルスの取り組み

山形産業保健総合支援センター

所長 神村 裕子

①山形産業保健総合支援センターの実績について

山形県内の50人以上の事業場は1,219か所であり、そのうち1,000人以上規模の事業場は6か所である。また、県内地産保登録事業場数は4,503か所である。6か所の地産保が設置されているが、登録産業医数の人数に偏りがある。山形県と近県のセンターを比較すると、事業場規模は小さいがメンタルヘルス促進員が若干多く、精神科の専門医であるメンタルヘルス相談員の人数は少なめである。

山形県は全国と比較して行政や産業の規模が小さいため、精神障害の労災補償状況の請求件数も少ない。しかし、請求件数のうちの支給決定件数は半分を超えており、労災補償の請求があれば比較的受理されることが多いことがわかる。

②産業メンタルヘルス研修会について

山形産業保健総合支援センターでは、産業メンタルヘルス研修会（産メン研）を行っている。参加者は10名～40名ほどで、産業医、産業保健師、衛生管理者、人事労務担当などさまざまな職種の参加がある。講師は、精神科産業医、促進員、事業場のメンタルヘルス対策の経験豊富な心理職・人事労務担当者などが務めている。産メン研の最近の研修会では「Z世代との上手な向き合い方～育成とメンタルヘルスについて」や「発達障害の理解と対応」などのテーマの需要が高い。

③メンタルヘルス対策・両立支援促進員ヒアリングについて

センターのメンタルヘルス対策・両立支援促進員に対してヒアリングを行い、どのような活動が

事業場で関心を持ってもらいやすいのかを検討した。

促進員からは、企業内での実務経験が重要であり、企業のあり方、法律制度について知識を持ってもらうことが必要であるとの意見があった。

また、小規模事業場で実際に支援を行う際には、まず、セルフケアの重要性を説明し、「こころの耳」を紹介しているとのことだった。また、会社ごとに事情は違うため、何らかの法制度が義務化した場合は、細やかなサポートが必要であるとの意見もあった。

山形地産保では登録産業医が少なく、産業医の確保が年々難しくなっている。要因として産業医報酬が長年据え置かれていることもあるのではないかと考えている。まだ1社目の産業医活動をしていない産業医に対して、まず登録産業医になってもらい、そこから産業医の先生方へ何らかのインセンティブとなる研修を行い、実務経験を積んでもらうなど、地産保であれば実現可能と考えているため、今後の制度整備を期待している。

(2) 石川県における産業医の産業保健活動のレベルアップの取り組み

石川産業保健総合支援センター

副所長 大川 陽平

①石川産業保健総合支援センターについて

石川産保は、常勤職員が所長以下10名、産業保健相談員は20名、メンタルヘルス対策・両立支援促進員は13名、労働衛生工学専門員は2名在籍している。登録産業医は合計164名を委嘱している。令和5年度の研修会は124回開催している。県内には5か所の産保センターが設置されている。最大規模の石川中央地産保センターにはコーディネーター7名、登録産業医88名が委嘱されている。中能登地産保センターを除いて各窓口に登録保健師が委嘱されている。奥能登・中能登地産保センターにおいては能登半島地震により業務を停止しており、5月から通常業務を再開した。

②石川県内における産業医の産業保健活動のレベルアップの取組

産業医ネットワーク事業は、県内の多くの産業医が産業医研修、職場巡視研修を受けられることを目的として令和4年度から6年度まで実施している事業である。具体的な取組み事項は、「テレビ会議システムを活用した研修」、「地産保単位の職場巡視研修会」、「職場巡視・マニュアル教材の作成」、「ドローンによる研修教材を使用した職場巡視研修会」等がある。

「テレビ会議システムを活用した産業医研修」では、Zoomを活用し、金沢地区を主会場として加賀地区と能登地区2か所に中継会場を設けて3地区での同時研修を行っている。

「地産保単位の職場巡視研修会」では、5つの各地産保において各地域の登録産業医を対象とした職場巡視研修会の実施を計画した。研修会は二部構成となっており、事前研修では座学、実地研修では職場巡視を実施している。

「職場巡視・マニュアル教材作成」については、石川産保では実地研修を行う際、センター職員が実地先を下見して問題点を把握し、労働衛生専門職が業種を踏まえて実施先ごとに作成している。「ドローンによる研修教材を使用した職場巡視研修会」においては、講師が職場巡視方法を解説した後、動画を2回視聴し、受講者が好事例・改善点をワークシートにまとめてディスカッションを行うものである。

取組みのまとめとして、職場巡視研修会は産業医活動のレベルアップにつながると考えられる。改善点として、職場巡視に時間をとられてディスカッションの時間が多く取れないこと、地域の業種を代表する適切な受け入れ企業を確保することに労力がかかることが挙げられる。

最後に能登半島地震の取組みについて紹介する。石川産保では、3月に被災地で働く人に対するメンタルケアをテーマに特別研修会を開催した。中能登、奥能登の事業場から労働者へのメンタルヘルス支援の要望があり、個別訪問支援を行った。今後も石川産保として被災地の状況、復旧の程度から何ができるか考え、対応していきたい。

(3) 東京中央地域産業保健センター活動報告

東京中央地域産業保健センター

運営主幹 内田 和彦

東京中央地域産業保健センターの対象地域は千代田区、中央区、文京区、伊豆諸島である。運営協議会には計27名を要しており、地域窓口にはコーディネーター2名、登録医は17名となっている。

①事業実績について

平成30年度から令和5年度までの事業実績の推移をみると、長時間労働者、高ストレス者の面接指導は直近2年では件数がわずかに減っている。当センターでは「高ストレス者の受入れ事前相談」を行っている。まず、対象者となる高ストレス者が事前に電話で申込、コーディネーターが受け入れ条件を満たしているか確認、その後高ストレス者と面接をしている。健康相談については、コロナ禍の影響もあり件数が減少しており、個別相談の申し込みがほとんどない状況である。健診結果意見聴取の件数は増加しており、一度利用するとリピートする事業場が多いことが要因として考えられる。電話問い合わせ件数についても増加しており、健診結果、長時間労働・メンタルヘルスに関する問い合わせが多い。

②現状の課題と対策について

健診の意見聴取は増加している一方、保健指導や健康相談件数は減少していることから、健診結果を受けてからの保健指導には結びついていないと考えられる。オンライン面接の導入は運営上のハードルが高く、今後検討が必要である。また、登録医の業務量が増えており、より一層意見聴取等で増えていく可能性があるため、連携強化と登録医を増やす方策を考えていきたい。また、電話問い合わせの増加に伴い、利用者から暴言・叱責を受けるようなケースが増えてきている。録音機能の追加、カスハラ防止のルールを策定するなどの対応を予定している。

シンポジウム**産業医の資質向上に向けた研修会の開催について****(1) 産業医の資質向上の必要性と全国における産業医研修会の傾向**

日本医師会常任理事 松岡かおり

① コロナ特例の終了について

令和3年度から認定産業医申請期間を延長するコロナ特例措置を開始している。令和5年の生涯研修会の内訳別実施件数はコロナ前より回復しており、生涯研修会の受講者数についても同様にコロナ前と比較して増加して、回復傾向にあると判断できる。この状況を踏まえて、2027年度末をもって特例措置を終了することとなった。最新の認定証の有効期限に対応する必要な更新回数を各自確認してもらい、2028年3月までに必要な回数更新していただく必要がある。全国医師会産業医部会連絡協議会では、認定証の有効期限を入力すると必要な回数を確認できるサイトを開設しているため活用してほしい。未更新者の状況については、コロナ禍4年間の更新率は82.3%となっており、コロナ特例適用中の未更新者が今後受講することを勘案すると研修会の受講希望者が大幅に増加する可能性がある。都道府県医師会において積極的に研修会を開催してほしい。

生涯研修会の曜日別開催状況では、全国では木曜日が最も多く、次いで土曜日、水曜日となっている。都道府県によっては土日の開催が少ない地域もある。平日開催は産保センター、土日開催は医師会主催であることが多い。定員充足率については休日開催の研修会の充足率が高く、平日開催の研修会は充足率が低い結果となった。日本医師会では生涯研修会への助成を行っており、1都道府県当たり上限15万円まで助成可能で申請のあった都道府県医師会全てに助成を行っている。また、複数の都道府県医師会での合同開催も助成対象となるためぜひ活用してほしい。

都道府県医師会、都市医師会におけるWeb研修会の実施状況は、2024年度は4件となっている。Web研修会の運営を主催事務局と相談し、時事通信社などが代行して行うことも可能であるため、開催を検討していただきたい。

地域の事情に応じたテーマによる研修会の開催

が望まれることも踏まえつつ、Web研修会の実施やサテライト会場の設置、日本医師会からの助成金の活用、有効期限が迫っている方やコロナ特例適用中の認定産業医への配慮等にもご留意の上、引き続き積極的に研修会を開催していくことをぜひ検討いただきたい。

(2) 産業保健総合支援センターにおける産業医向け研修について

労働者健康安全機構理事 中岡 隆志

全国都道府県産保センターでは、事業場における産業保健活動を支援するため、産業医・保健師・衛生管理者等の産業保健スタッフ、事業主、人事・労務担当者等を対象とした産業保健に関する研修・セミナーを無料で開催している。令和5年度においては、研修会開催件数はコロナ以前の水準に戻ってきている。令和5年度開催研修会を区分別に分けると、産保センターにおける専門的研修等の開催回数は5,886回、そのうち産業医等に対する専門的研修は4,489回となっている。このうち2割程度が都道府県庁所在地外の研修や土日、夜間等時間外に開催の研修会である。オンデマンド研修やWeb会議システムを使った研修も実施している。

(3) 産業医研修会における実地研修の開催に向けた施策について

産業医学振興財団事務局長 井上 真

① 財団が開催する講習会

産業保健実践講習会は1日コースで産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象に行っている講習会であり、生涯研修6単位を取得することができる。全国7か所の会場で実施し、定員は200名程度である。

産業医学専門講習会は、3日間コースで日本医師会認定産業医のみを対象としており、生涯研修20単位が取得できる。大阪・東京の会場で開催し、定員200名で開催予定としている。受講者の決定方法は、産業保健実践講習会は先着順、産業医学専門講習会は抽選となっている。受講者の定員を増員させているが、申し込みが集中するため令和7年度からは産業保健実践講習会も抽選とす

る予定である。

実地研修は講師一人当たりの受講者数が50名までという規定がある。産業医学振興財団では受講者の入れ替えによる実地研修を実施している。受講者には座学を受けるグループと実地研修を受けるグループに分けて講義を受講してもらい、一つの講義が終了した後に、交代して座学を受講したグループは実地研修、実地研修を受講したグループは座学を受講するという形式である。同じ講義を二度行うため、講師の負担はあるが、より多くの受講者が実地研修を受講できるという点で有効である。実地研修の実施方法は、グループ討議に代え、受講者が各自意見を用紙に記入して提出し、講師がコメントするという形式をとっている。匿名だからコメントしやすい、講師から直接意見をいただけることが良いという意見が多く、コロナ禍以降もこの形式を継続している。

②都道府県医師会に委託し実施する産業医研修

令和元年度から2年、回数及び受講者数が減少したが現在はコロナ禍以前を上回る受講者数となっている。委託事業における研修会定員増に向けた対応例として、大阪府医師会では、2名の講師が2室に分かれ、50名定員の実地研修を1日に各3回実施し、300名が受講することができた。各都道府県の実地研修テーマについては、産業医研修実施概況に掲載している。

(4) 産業医研修会の質向上に向けた講師派遣施策について

産業医科大学副学長 堀江 正知

令和5年度の認定産業医制度生涯研修の実施回数は、専門研修は1,799回、実地研修は950回、更新研修は747回行われている。全国の産業医数100人当たりの開催件数を見ると、専門研修は平均2.45回である。2019年度の生涯研修実施回数と令和5年度の実施回数を比較すると、その割合は-0.04となっており、研修会実施回数より産業医の増加数が多いことが分かる。

産業医の更新は、日本医師会認定産業医実施要領には実地・専門・更新を各1単位以上、合計20単位以上取得することが要件となっている。

また、研修会主催主体は実施に当たってカリキュラム・講師などの必要要綱を記載した申請書を提出し、生涯研修の指定を受けなければならない。地域によっては、適当な講師が見つからないという場合がある。専門研修のカリキュラムである「作業環境管理」、「作業管理」、「有害業務管理」は本学では他の医学の領域では学ぶ機会が少ない特有の領域であると考えている。本学には上記の分野専門の講師が在籍しているため、研修機会が提供できると考えている。

認定産業医制度研修会テーマ別実施回数を見ると、法改正の影響もあり、令和2年度以降化学物質管理のテーマの研修会が増えているが作業環境管理等の研修会の回数は増えていない。令和5年度の実施主体を見ると、半数は地域医師会、産保センターは4割程度である。単位数の付与も同様に、地域医師会や産保センター、産業医科大学主催の研修会で多くの単位付与の実績がある。

産業医科大学には産業医実務研修センターがあり、地域医師会の研修会について、産業医科大学が得意とする分野の講師を派遣する仕組みを運用する予定である。県医師会から日本医師会へ講師の派遣依頼を申請し、日本医師会から産業医科大学へ連絡、産業医科大学から講師の候補者をピックアップし日本医師会を通じて県医師会へ連絡、内容について打ち合わせた後、講師派遣を決定するフローとなっている。日本医師会作成の産業医研修会講師派遣依頼フォームを通して依頼していただき、講師は全国に在籍している産業医科大学講師の派遣を予定している。令和7年度に運用開始予定である。

日本医師会認定産業医制度におけるシステム化について

日本医師会常任理事 笹本 洋一

医師会会員情報システム MAMIS (マミス) は2024年10月31日に公開された。

令和7年4月から、産業医向けのシステムである有効期限、単位取得状況の確認ができる予定である。従来の複写式届出用紙を廃止し、個々の医師会が管理するデータを一元化することで、会員や事務局作業の負担を軽減している。

MAMISに登録するには、各個人でマイページに登録していただくことが必要である。日本医師会及び都道府県医師会又は郡市医師会の会員であり、かつ所属医師会からMAMIS移行事務局へデータを提出された人は会員マイページが既に作成されている。その内容に修正が必要な場合は各個人で修正できる。都道府県医師会所属で日本医師会に所属していない場合、日本医師会からその会員のマイページを確認することはできない。

また、医師会未加入者もMAMISを通じて産業医更新手続きをするため、個人のメールアドレスを使ってMAMISに登録する必要がある。MAMIS会員のメリットとして、各種研修会の申し込みや資格の新規・更新申請、研修会の修了証の出力が可能になるほか、単位の取得状況を確認できることなどがある。MAMISの開設に当たり、複数のセキュリティ対策を実施しており、利用料は完全無料となっている。操作に関する質問は、コールセンターが対応する。

2025年4月から、研修会の開催登録、参加募集、出欠管理の機能を利用することができる。前述の研修管理機能は、研修会を主催する医師会以外の団体も利用可能である。利用方法詳細については、後日ホームページに掲載する予定である。MAMISの研修会管理機能開始以前の研修会で取得した単位については、従前の紙の単位シールでの管理となるので、受講者に保管するようお願いしていただきたい。

MAMISへ移行するイメージとして、①2024年度に日本医師会承認、2024年度に開催の研修会は、従来の方法で開催・開催報告を行う。②2024年度に日本医師会承認、2025年度に開催の研修会申請は従来通り紙ベースで行い、単位管理はMAMIS上でするため紙の単位シールは配付せず開催報告もMAMISで行う。③2025年度に日本医師会承認、2025年度に開催の研修会はすべてMAMIS上で申請・単位管理・開催報告を行う。

資格更新・新規申請については、①2024年度に日本医師会承認の場合は従来の申請方法、②2025年度に日本医師会承認の場合はMAMIS上で行う予定としている。

協議

司会：産業医科大学副学長 堀江 正知

発言者：

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長 佐々木孝治

日本医師会常任理事 松岡かおり

労働者健康安全機構理事 中岡 隆志

産業医学振興財団事務局長 井上 真

事前に提出のあった質問

埼玉県医師会 認定産業医の高齢化が進み、新たに産業医資格を取得する医師が減っている。この対策は何かあるか。

松岡常任理事 新規資格取得者は、2020年以降は1,300人から1,900人程度と低い水準であったが、令和5年度には2,306人と一定数増加していることが認められる。年代別の活動割合について、60代以上は60%以上が行っていることに對し、50代は45%、40代以下においては23%と低く、産業医の高齢化を実感する要因には、若年層の活動割合の低さがあると考えられる。日本医師会では初めて産業医活動をする医師、年代が若い医師を対象に、情報共有をすること、1社でも産業医活動を行ってもらえるような方策を検討している。都道府県医師会においては、基礎研修の積極的な開催を企画していただきたい。対応できる講師がいない場合、産業医科大学から講師を派遣する仕組みを開始する予定としている。

埼玉県医師会 本会では地産保事業、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に積極的に取り組んでいる。両立支援については、大規模事業場では進んでいるものの、中規模事業場での認識が不足しており、産業医が取組みを躊躇してしまう場合も見受けられる。今後、このような事業場に対し、関係機関のこれまで以上の周知や支援が必要と考えるがいかがか。

中岡理事 産業保健総合支援センターでは、治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの普及啓発を目的として、事業者や産業保健スタッフを対象とした研修、個別訪問支援、相談対応を行っ

ている。労働者健康安全機構本部から各産保センター宛、協会けんぽ本部から協会けんぽ支部宛に、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に関わる周知広報を依頼し、連携を推進している。

佐々木課長 ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」を設けて、具体的な取り組み事例・相談先・助成金制度を掲載している。シンポジウム・オンラインセミナーを開催する予定としており、情報発信を行っている。

新潟県医師会 日本医師会が目指す産業医像は、小規模事業場など地域医療の一環として活動する「行動する産業医」とされている。この「行動する産業医」像を県内においてさらに具現化するために、さらに具体的に説明していただきたい。

松岡常任理事 現在7万人ほど認定産業医がいるが、活動割合は半分となっている。産業保健委員会のアンケート調査の結果、まだ1社目の活動をしていない認定産業医を対象とした実地研修、産業医の相談対応、事業場との契約・報酬等の事務作業のサポートなどが必要という意見が寄せられた。相談体制については、産保センターが役割を果たしている。初めて産業保健活動を行う方に対しての実務研修を行うことを想定しているが、産業保健委員会で検討する予定としている。

新潟県医師会 日本医師会と産業医の懸け橋となるとされる「全国の産業医部会等のネットワーク化」の見通しについて説明していただきたい。

松岡常任理事 現在、連絡協議会という土台があり、来年度からMAMISを稼働することにより、地域の産業医と医師会の連携強化を期待している。まず、各都道府県医師会の中に産業医部会(産業保健委員会)を立ち上げて、地域連携を促進していただきたい。産業医と事業場のマッチングができるようなシステム作りは今後検討していきたい。

天王寺区医師会 学校医に産業医を兼任させるこ

とで、教師の健康が守られず、生徒の教育にまで悪影響があるので、産業医が教育現場(教育委員会)に教師の働き方に関するシステムを作る必要があると思う。

松岡常任理事 学校現場において、児童生徒にはアレルギーや心の問題などの健康課題が多様化している。一方、教職員は授業準備、部活動、保護者対応など長時間労働に関するメンタルヘルスの問題が引き起こされている。一人の産業医が児童生徒と教職員の健康をカバーすることは負担が大きいと承知している。日本医師会からは文部科学省に上記の点について申し入れをしている。文科省発行の冊子「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」には、教職員が50人以上の学校に産業医を配置することはもとより、50人未満の場合は教育委員会が産業医の要件を定めた医師を学校医として配置することが有効である、ということが示されている。産業医数の問題もあり、学校ごとに産業医と学校医を分けて配置することは難しい側面もあるが、不可能ではないため、上記を踏まえて検討していただきたい。

天王寺区医師会 勤務医の職場環境改善のためには、病院の産業医に大きな権限を持たせないと、医師の働き方改革は進まない。形骸化した病院の役目を明確化していく必要があると思う。また、医師の職場改善に医師会が働きかけることで、若い医師たちにも医師会の重要性を見せる良い機会になると思えるのだが、どう思われるか。

松本常任理事 産業保健委員会の平成28、29年度の答申において産業医制度のあり方を示している。病院の産業医の権限について示しているが、理事長・院長に求める権限に職員の健康を守るために安全衛生方針を示し、産業医に必要な権限を与え、労働衛生対策を推進するための組織を確立することを挙げている。管理者が産業医資格を有していることもあるので、産業保健活動を推進するためのリーダーになっていただきたいと期待されている。今後も勤務医を対象とした講演や医師の働き方改革をテーマとした産業医研修会を取り

上げていただくなど、多くの先生方にご理解・周知していただけると幸いです。

天王寺区医師会 公務員の産業医のあり方は一考すべき時期ではないか。公務員サービスは多種多様である一方、それぞれの行政単位でみると、全国的には同じような職務内容が行われている。しかし、産業医業務として、共有される情報はかなり少ない。何らかの情報共有できるシステムを構築できないものかと常に思うがいかがか。

松本常任理事 産業医は事業場に選任されており、産業医業務の区分は制度上行われておらず、公務員の職業別の産業医の業務を日本医師会から整備することは難しい。外郭団体に、地方公務員の安全と健康の確保などを目的とした地方公務員安全衛生推進協会がある。この協会では地方公共団体に選任された産業医に対する研修会や事務、水道施設の作業、ごみ収集といった職業別の職場巡視チェックリストの掲載もあり、地方公共団体の産業医活動がよりよく行われるための活動をされている。こういった活動をぜひ参考にして欲しい。

奈良県医師会 「団体経由産業保健活動推進助成金」の扱いについて、どのようにされているか。産業医活動が行いやすくなる助成金だと思うが、医師会として、もしくは商工会議所に依頼されているのかなど教えていただきたい。

中岡理事 団体経由産業保健活動推進助成金は、健康診断結果の意見聴取、健康相談対応、治療と仕事の両立支援など、中小企業の産業保健活動支援を行うものである。この助成金の利用勧奨を図るため、商工会議所をはじめとした事業主団体に対して周知、利用勧奨をしている。

福岡県医師会 MAMISの登録ができていないと、更新申請、研修会申請はできないのか。又は、研修会主催者が出席者登録をするのか。先着順の人数制限がある研修会においては、申込方法がMAMISを使う人とそうでない人で順番に不平等

が生じるのではないか。

笹本理事 来年度4月からは併用を予定している。現在のように個人がMAMISを使わずに研修会参加登録する場合は、事務局で事後登録することができる。先着順の人数制限がある研修会の申込登録については、今後検討する。

山梨県医師会 山梨県は中小規模の事業場が多く、50人以上の事業場においては県外の産業医と契約している事業場も多い。このような環境のため、事業場に職場巡視の現地研修を依頼することが難しくなっている。石川県の事例にあったように、映像を収録した現地研修を行いたいと考えている。日本医師会主導で録画・収録ができないか依頼したい。

松岡常任理事 産業保健委員会で今後検討していきたいと考えている。

県下唯一の医書出版協会特約店

医学書専門 井上書店
看護学書

〒755-8566 宇部市南小串2丁目3-1(山口大学医学部横)
TEL 0836(34)3424 FAX 0836(34)3090
[ホームページアドレス] <http://www.mm-inoue.co.jp/mb>
新刊の試覧・山銀の自動振替をご利用下さい。